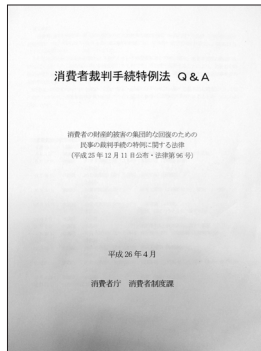


ご案内

○消費者庁が「消費者裁判手続特例法Q&A」を公表しています。ご活用ください。

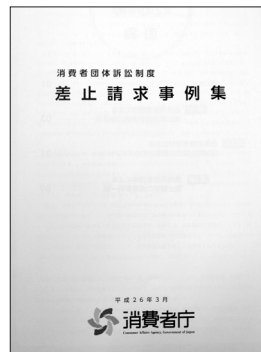
2013年12月11日に公布された「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）」のQ&Aが作成され、消費者庁がホームページにて公表しています。特例法に関して立法の経緯・背景、基本的な論点が128のQ&Aで説明されています（全156ページ）。
消費者庁ホームページ>消費者制度>集団的消費者被害回復に係る訴訟制度について>「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」>消費者裁判手続特例法Q&A



○消費者庁が消費者団体訴訟制度「差止請求事例集」を公表しています。ご活用ください。

2007年6月に消費者団体訴訟制度が導入され、その後、適格消費者団体が行った差止請求により、差止訴訟と訴訟に至らず事業者が契約条項を改訂するといった111件の改善事例が蓄積されています。その内容を冊子にまとめて消費者庁がホームページで公表しています。

消費者庁ホームページ>消費者制度>消費者団体訴訟制度「差止請求事例集」



特定非営利活動法人 消費者支援機構関西（内閣総理大臣認定 適格消費者団体）

KC's NEWS

No.48
2014.5.28

発行所 KC's事務局

〒540-0033 大阪市中央区石町一丁目1-1
天満橋千代田ビル2号館2階

TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730
eメール: info@kc-s.or.jp

神戸と京都で、消費者セミナーを共催しました。

2013年度ひょうご消費者セミナー～消費者はもう泣き寝入りせえへんでーを神戸で開催。

コープこうべ、兵庫県生協連合会、ひょうご消費者ネット、KC'sの4団体共催で2014年3月3日(月)10:00～12:00兵庫県民会館パルテホールにて2013年度ひょうご消費者セミナーを100人の参加で開催しました。兵庫県、神戸市に後援いただきました。

兵庫県生協連三宅専務理事の挨拶のあと、適格消費者団体活動報告として、KC's浅田奈津子検討グループメンバー・司法書士から、消費者団体訴訟制度と昨年成立した被害回復の新制度について説明がありました。続いて、ひょうご消費者ネット副理事長の亀井尚也弁護士から、適格消費者団体としての活動紹介がありました。

その後、落語家三代目 林家染二さんに講演「知ってビックリ！知って安心！愉快な悪質商法撃退講座」、落語「かわり目悪質商法」を演じていただきました。講演ではユーモアのある口調で様々な悪質商法の事例を紹介していただきました。落語は笑いのうちに消費者問題を考えさせられるものでした。

参加者からは、「とてもためになる話でした。自分も騙されない様に注意していきます」などの感想が寄せられました。



ひょうご消費者セミナーでの林家染二さんの落語

2013年度京都消費者問題セミナー「消費者視点にたった“食品の適正表示”にむけて」を開催。

京都消費者契約ネットワーク、コンシューマーズ京都、京都生活協同組合、京都府生活協同組合連合会、KC'sの5団体共催で2014年3月29日(土)13:30～16:30京都登録会館2階会議室にて2013年度京都消費者問題セミナーを39人の参加で開催しました。京都府、京都市に後援いただきました。

今回は、「消費者視点にたった“食品の適正表示”にむけて」というテーマで

シンポジウムは「食材偽装」に対する法制度～JAS法/景品表示法/食品表示法などについて京都府消費生活安全センター奥村センター長から報告がありました。

パネルディスカッションは、コーディネーターの京都府生協連坂本理事が進行し、パネリストから以下の発言がありました。その後、会場との意見交換などを行いました。

- ・今回の「食材偽装」の特徴について（コンシューマーズ京都助理事）
- ・景品表示法にもとづく対応強化の内容（消費者庁消費者制度課加納課長）
- ・集団的消費者被害回復制度で「食材偽装」の損害賠償は可能になるか？ /食品表示法に



京都消費者問題セミナーパネルディスカッション

行事のご案内

2014年度 KC's通常総会・記念シンポジウムのご案内

日程 6月21日(土) 13:30～17:00

場所 エル・おおさか 南館5階 南ホール
(京阪・地下鉄 天満橋駅から徒歩西へ10分)

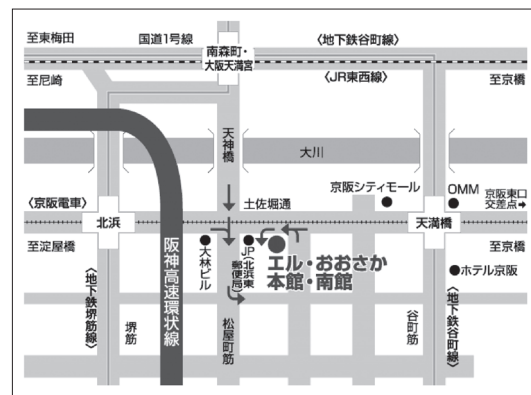
内容 ●通常総会 13:30～14:20

※会員外でも傍聴いただけます

●記念シンポジウム 14:30～17:00

記念シンポジウムテーマ：
「新しい消費者被害回復制度とKC'sの役割」

昨年12月に公布され、2016年中に施行予定の「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）」について学習します。この制度を担っていく特定適格消費者団体を目指すKC'sのこれまでの到達点を確認していただきます。



1. 寸劇 (14:30～14:50) 大阪大学 学生劇団ちやうかちやわん 新制度をわかりやすく紹介いただきます。
2. 「消費者裁判手続特例法」の概要 (14:50～15:10)
二之宮 義人 KC's常任理事・内部新制度プロジェクトメンバー (弁護士)
3. パネルディスカッション (15:20～16:55)
それぞれの立場からシンポジウムテーマについてお話いただき、意見交換を行います。
会場からもご発言ください。
コーディネーター 片山登志子 KC's副理事長 (弁護士)
パネリスト 二之宮義人 KC's常任理事 (弁護士)
中村 夏美 KC's理事 (大阪府生協連常務理事)
樋口 容子 KC's検討委員 (NACS西日本副支部長・相談員)
田中 喜陽 兵庫県立大学生協学生委員会副委員長 (理学部3回生)
4. 閉会挨拶 (16:55～17:00)
飯田 秀男 KC's副理事長 (全大阪消費者団体連絡会事務局長)

お問い合わせ・参加申込はKC's事務局まで (06-6920-2911)

よる適格消費者団体の差止請求活動の可能性は？(京都消費者契約ネットワーク増田弁護士) 適格消費者団体からの活動報告では、KC'sより、健康食品会社に対してテレビCMの改善を申

入れた取組み、京都消費者契約ネットワークからは、健康食品会社の広告に対する差止請求訴訟提起の内容が紹介されました。

この間の行政機関などへの意見提出

商品先物取引法施行規則及び商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の改正に関するパブリックコメントに意見を提出し、関係省庁へも送付しました。

農水省と経産省より、商品先物取引法施行規則及び商品先物取引業者等の監督の基本的な指針の改正に関するパブリックコメントが2014年5月7日まで募集されていました。不招請勧誘の省令による規制緩和であり、法律の趣旨を骨抜きにすることによる消費者被害の拡大が懸念されます。KC'sは、ハブコメに対する意見を送付するとともに、経済産業大臣、農林水産大臣、消費者担当大臣、消費者庁長官、消費者委員会委員長へ標記について強く反対する旨の意見を2014年4月25日付で送付しました。

1 意見の趣旨

当団体は、商品先物取引法の下での個人顧客を相手方とする商品先物取引について、不招請勧誘の禁止規定を大幅に緩和する商品先物取引法施行規則改正案(第102条の2第2号)に強く反対する。

2 意見の理由

今般の商品先物取引法施行規則(以下「規則」という。)改正案は、規則第102条の2を改正し

て、ハイリスク取引の経験者に対する勧誘以外に、熟慮期間等を設定した契約の勧誘(顧客が70歳未満であること、基本契約から7日間を経過し、かつ、取引金額が証拠金の額を上回るおそれのあること等)についての顧客の理解度を確認した場合に限る)を不招請勧誘の禁止の適用除外規定に盛り込んでいる。

しかしながら、不招請勧誘の禁止規定は、商品先物取引による深刻な被害が長年発生し、度重なる行為規制強化のもとでもなおトラブルが解消しないため、与野党一致のもと2011年1月に導入されたものである。

それにもかかわらず、今般の改正案のように不招請勧誘の禁止規制を緩和することは、70歳未満の個人顧客に対する不招請勧誘を実質的に全面解禁するに等しいものであって、法律が個人顧客に対する無差別的な訪問電話勧誘を禁止した趣旨を没却するものである。

上記規則案は、法律が「委託者等の保護に欠け、又は取引の公正を害するおそれのない行為として主務省令で定める行為を除く」(商先法214条第9号括弧書き)と定めた委任の範囲を超え、施行規則によって法律の趣旨を骨抜きにするものであって到底容認できない。

差止裁判・申入れ活動の報告

(1) 家賃債務保証会社の(株)Casaの使用保証委託契約書について申入れ活動を終了しました。

(株)Casa(旧レントゴー保証・以下、同社)に対し、同社がひな形として使用する保証委託契約書について、2010年8月27日から現在まで、同社に対して「お問い合わせ」や「申入れ」をし、同社から「回答書」を受領しました。当団体が問題視する契約条項について、2014(平成26)年4月7日付「回答書」で示された改定案のとおり改定されたことが確認できれば、当団体と意見を異にする部分についても、現時点では、一旦申入れ活動を終了するという旨



の2014年4月25日付「申入れ終了のご連絡」を送付しました。また、改定された保証委託契約書の送付を確認のため求めました。

(2) 健康食品販売事業者の(株)世田谷自然食品のテレビCMについての申入れ活動を終了しました。

(株)世田谷自然食品が提供する「グルコサミン+コンドロイチン」のテレビCMが景品表示法に反し不当と思われる点があると判断し、改善するよう申入れを行ってきました。

消費者のイメージを誘導するような広告手法は問題である、ということがそもそもの問題意識です。KC'sは、同社からの回答書について精査いたしました。上記問題意識が変

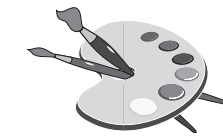


わっていません。

しかし、テレビCMのブロックを用いた表現を中止するよう求めた当団体の申入れに対し、分量を表記していないテレビCMは全て差替えた旨の回答があったこと、テレビCMが減少していること、等の現状に鑑みて、2014年5月22日付ご連絡を送付し、一旦、申入れ活動を終了しました。

(3) 美術通信教育講座を運営する(株)講談社フェーマススクールの美術通信教育講座契約書の条項について差止訴訟の裁判が開かれました。

2014年5月16日に大阪地方裁判所において(株)講談社フェーマススクールの契約書の条項について差止訴訟の裁判が開かれました。この条項にそって計算すると、全3年の通信教育期間中の最初の6ヶ月



月末満の時期に中途退学手続きを取った場合であっても、総学費1,611,500円のうちのほぼ半額の782,000円(48.5%)が返還されないというものです。次回裁判は2014年7月25日となっています。

(4) 貸衣装会社(株)レンタルブティックひろに 対する差止訴訟の裁判が開かれました。

(株)レンタルブティックひろに対して、キャンセルした場合に挙式日1年前でも30日前でも契約金額の30%の解約料を徴収するという貸衣装解約条項の一部の差止を求めて提訴していましたが、2014年5月12日に5回目の裁判が大阪地裁堺支部にて開かれました。今回の裁判は2014年6月19日11時30分となりました。



差止訴訟・申入れ活動について詳しくは KC'sホームページトップからご覧ください。 消費者支援機構関西 検索 クリック

KC'sは被害回復制度(新訴訟制度)の施行にあわせて特定適格消費者団体の認定を受けることを目指して準備をすすめています

○消費者庁は「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」の設置を発表しました。

2014年4月25日消費者庁は「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」の第1回を5月9日に開催することを公表しました。

スケジュール及び今後の進め方は、検討会を月1回程度開催し、検討事項について討議するとともに、関係者からのヒアリング等を行い、2014年度中を目途にガイドライン等の策定の在り方を取りまとめるとのことです。検討内容は、(1)特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針の在り方(認定基準、報酬基準、通知・公告、濫訴防止、財産管理等)(2)第27条に規定する(簡易確定手続開始決定時の)相手方(事業者)による公表の在り方です。

日程	検討事項等
平成26年5月9日(金) 10:00~12:00	・検討事項及び検討会の今後の進め方
平成26年6月	・(1)③ア 特定適格消費者団体の責務
平成26年7月	・(1)① 特定適格消費者団体の認定 (カ 報酬及び費用の基準を除く)
平成26年8月	・(1)① 特定適格消費者団体の認定 (カ 報酬及び費用の基準を除く)
平成26年8月	・(1)⑤ 通知及び公告 ・その他(1)特定適格消費者団体の認定のうち下記の事項を除く ① 特定適格消費者団体の認定 (ア~オ、キ及びク) ③ ア 特定適格消費者団体の責務 ⑤ 通知及び公告 ・(2)第27条に規定する相手方による公表の在り方
平成26年9月	・(1)①カ 報酬及び費用の基準
平成26年10月	・予備日
平成26年11月	・ヒアリング
平成26年12月	・取りまとめ
平成27年1月	・取りまとめ

○KC'sでの、新訴訟制度にむけての準備状況とお願い

新訴訟制度の活用についてどのようなことが想定されるか、専門家の方々に内部プロジェクトチームをつくりシミュレーションを行っています。特定適格消費者団体の認定にむけ、組織・費用面などの強化をすすめます。また、この新訴訟制度の周知・広報をホームページ、メルマガで行うとともに、各団体と協力して行ってい

きます。皆様のご協力ご支援を引続きよろしくお願い申し上げます。また、メルマガへの登録、消費者団体訴訟制度、被害回復の新訴訟制度について学習・説明のご要望がございましたら KC's事務局(06-6920-2911、info@kc-s.or.jp)までお気軽にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

